

平成 25 年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント

平成 25 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしかな提出することができません。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

所轄税務署長等 麹町 税務署長 板橋 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社○○○○	(フリガナ) あなたの氏名 サトウカズオ 佐藤和夫	夫	有配偶者の無 ○ 無
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3-1-1	生年月日 昭和 37年 3月		
		あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1		

年中途中で、控除対象配偶者や控除対象扶養親族に異動があった場合に、異動の内容を記載していますか。

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、○印を付けてください。)

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和19.1.1以前生)	特定扶養親族(平3.1.2生/平7.1.1生)	住所又は居所	平成25年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成25年中に異動があった場合に記載してください。)
対象者	佐藤洋子		昭和40.11.7			東京都板橋区大山東町35-1	350,000円	平成25.6.30退職により追加
	実子		昭和31.1.19	同居・その他	○			平成25.4.1就職により除外
給与から控除を受ける	守子		昭和5.2.4	同居・その他	○	北海道札幌市北区北31条西7丁目3-1	0	
B 控除対象扶養親族(16歳以上(平10.1.1以前生))	隆雄	父	昭和11.5.8	同居・その他	○	東京都板橋区大山東町35-1	300,000(公的年金)	
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	① 障害者	あなたとの続柄	生年月日	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生		

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成10年1月1日以前生)の扶養親族ですか。

特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成3年1月2日～平成7年1月1日生)ですか。

控除対象扶養親族と別居している場合、常に生活費等の送金を行っているなど、あなたと生計を一にしているといえますか。

控除対象配偶者、控除対象扶養親族の合計所得金額は38万円以下ですか。

※所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下(年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下)であるとき、合計所得金額は38万円以下になります。

老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和19年1月1日以前生)ですか。  
 また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」に○を付けていますか。

障害者に該当する(人がいる)場合に記載もれはないですか。  
 ※年齢16歳未満(平成10年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

2～5に該当する人は、あなた本人ですか。

- 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合は「同居老親等」に○印を付けてください。
- 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合は「同居老親等」以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象者には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成25年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成25年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族(平10.1.2以後生)	佐藤 茂	子	平10.3.30	東京都板橋区大山東町35-1	0円	
	" 勝	子	平12.10.15	"	0	

年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額は38万円以下ですか。

住民税に関する事項に、年齢16歳未満(平成10年1月2日以後生)の扶養親族を記載していますか。

○ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項の規定に基づいて作成してあります。いい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象者には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。